

総務委員会会議録

令和5年5月22日(月)
(開会) 10:00
(閉会) 10:12

【 案 件 】

1. 議案第40号 専決処分の承認(令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号))
2. 議案第41号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第40号 専決処分の承認(令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第40号 専決処分の承認について」、ご説明をさせていただきます。

「専決第9号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号)」につきましては、令和5年4月1日専決と記載しております「令和5年度 補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下に記載しております新型コロナウイルスワクチン接種事業、及び低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費の補正予算でございまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日に専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めます。一般会計で7億2838万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を881億5638万円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算の主なものにつきましては費目ごとに事業を担当課名、事業の概要、補正額、事業費の財源内訳、予算書のページ番号を記載しております。今回の補正予算につきましては、国の負担が10分の10の事業のみでございまして財政調整基金繰入金の補正は行っておりません。

次に、歳出でございしますが、民生費、児童福祉総務費、電力ガス食料品等価格高騰対策事業費の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費では、支給対象者の項目に記載しております児童に対し、1人当たり5万円を支給するため2億4406万9千円を計上しております。

次に、衛生費、予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業費のワクチン接種事業費では、昨年度に引き続き令和5年4月以降に実施する集団接種、及び個別接種に関する経費として、集団接種にかかる医師等への謝礼金、かかりつけの医療機関等でのワクチン接種に対応する委託料など、4億7996万5千円を計上しております。

6ページ以降に今回の補正に関わる歳入歳出予算額の推移を添付しております。内容の説明につきましては、省略をさせていただきます。以上をもちまして補足説明のほうを終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○奥山委員

総務委員会は、初めてになりますので分からないところをお伺いしますのでよろしくお願いたします。今回、今課長のほうから説明がありました国庫金が7億円いくらか入っておりますけれども、3月22日に内閣府で決まりました1兆2千億円のうちの7千億円が各自治体に配付されるというふうに聞いております。そのうち飯塚市は4億1600万円ほど、入ってくるというふうに今聞いておりますが、このお金がこの中に入っているのかどうか、お尋ねをいたします。

○財政課長

今回の今言われましたコロナ交付金の関係の予算のほうは入っておりません。今回の分は低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業の中においては、こちらのほうは3月22日に物価賃金生活総合対策本部の国のほうの会議で決定されたもので、そしてそのあとに3月28日に内閣のほうで閣議決定されたもののうち、低所得に関するものだけを計上させていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第40号 専決処分の承認（令和5年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」）については承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第41号」、飯塚市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書4ページをお願いいたします。この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号、及びその関係法令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、議案の概要及び新旧対照表に沿って説明させていただきます。今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の創設と、その措置を受けようとする者の申告についての規定、及び軽自動車種別割のグリーン化特例について、期間の延長に対応するため、関係規定を整備するものでございます。

議案書12ページをお願いいたします。新旧対照表の附則第10条の2第27項につきまして、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に修繕等を含む長寿命化工事が行われたマンションにおいて、当該工事が完了した年の翌年度に課される建物部分の固定資産税を3分の1減額する特例措置を創設するものでございます。附則第10条の3第12項においては、この減額措置を受けようとする者は、工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出することなどを規定するものでございます。

次に、議案書の18ページをお願いいたします。新旧対照表の附則第16条につきましては、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ない3輪以上の軽自動車の種別割の税率を軽減しているグリーン化特例措置について、種別割の軽減率が概ね75%または50%の対象車については、特例期間を令和4年4月1日から令和8年3月31日までの3年間延長し、また、概ね25%の軽減対象車は令和7年3月31日までの2年間延長されるものです。この軽減は、適用期間中に一定の環境性能を有する新車を取得した3輪以上の軽自動車に対し、翌年度分について特例措置が適用されるものでございます。

その他、地方税法改正に伴う参照条項のずれへの対応を行っております。以上、簡単ではありますが、飯塚市条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第41号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として所管事務について調査するため、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は、次期定例会までとすることに決定いたしました。

なお、本件につきましては、飯塚市議会会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出いたします。また、先日の委員会でご案内しましたとおり、本件調査に係る質疑の事前通告を5月25日、木曜日、午後5時までとさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。